

## 第8号議案

蒲郡市手数料条例の一部改正について

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表租税特別措置法(昭和32年法律第26号)関係の手数料の表1の項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同表2の項中「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。